

社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

1 本計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の計画期間終了を迎えるにあたり、一体的にワーク・ライフ・バランスの推進と雇用環境の整備に取り組むことにより、すべての職員がその能力を発揮できることを目標とし、次のように行動計画を策定します。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。

目標 1

妊娠中の女性職員へ産前産後休暇や育児休業等取得に伴う諸制度や手続きの説明を行い、制度の周知を図る。(次世代・女性活躍)

＜対策＞ 令和8年4月～ 職員に対する制度の周知。必要に応じて個別に制度説明を実施。

目標 2

妊娠中や育児休業復帰後の職員の相談窓口の周知を図る。(次世代・女性活躍)

＜対策＞ 令和8年4月～ 職員の相談窓口の設置について職員へ周知

目標 3

管理職に占める女性割合を30%以上にする。(女性活躍)

＜対策＞ 令和8年4月～ 次期管理職を対象にした研修参加の推奨

目標 4

男性労働者の育児休暇取得、年間1名以上。(次世代)

＜対策＞ 令和8年4月～ 育児休業のほか、男性職員の育児参加休暇を整備し、職員に対する制度の周知。

目標 5

フルタイム労働者一人当たり各月ごとの所定時間外労働の合計時間数
20 時間未満。(次世代)

＜対策＞ 令和 8 年 4 月～ 年間を通して職員の所定時間外労働を把握・調査。
16 時間超の職員の所属長へ対し事前通知を行い、
業務調整や体調管理を勧告。代休・振休取得の推奨。

目標 6

有給休暇取得率 50%以上 (次世代・女性活躍)

＜対策＞ 令和 8 年 4 月～ 労務管理システムを活用し、休暇取得率の把握。
年間取得が進んでいない職員へ取得推奨の勧告。